

令和3年度伊丹市交通事業会計予算の繰越し使用することの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和3年度伊丹市交通事業会計予算に計上の費目の一部は、年度内に支払義務が生じなかったため、その額を別記令和3年度伊丹市交通事業会計予算繰越し計算書のとおり、令和4年度へ繰り越して使用することとした。

よって、同条第3項の規定により、議会に報告する。

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤原 保幸

令和3年度 伊丹市交通事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	
						国庫補助金	他会計補助金
1 資本的支出	1 建設改良費	電気バス試験導入事業	117,434,000	0	117,434,000	38,409,000	79,025,000

不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
0	0	国庫補助申請時期が当初見込みよりずれ込んだことから、年度内の契約、事業着手が困難となったため。